

部内限

基安発0217第1号

平成22年2月17日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長

(公印省略)

作業環境測定機関に対する行政処分等について

作業環境測定機関に対する作業環境測定法第41条第1項の規定に基づく監査指導の実施については、平成11年2月18日付け基発第74号「作業環境測定機関に対する監査指導の実施について」をもって指示されているところであるが、監査指導の結果に基づく行政処分及び行政指導の具体的運用については下記により行うこととしたので、その適切な実施に遺漏なきを期されたい。

なお、平成11年2月18日付け基安発第1号「作業環境測定機関に対する行政処分及び改善指示の運用について」は、廃止する。

記

1 処分等基準

作業環境測定機関に対する行政処分又は行政指導は、別紙に掲げる基準（以下「処分等基準」という。）により行うこと。

2 行政処分を行うに当たっての留意事項

- (1) 行政処分を行うに当たっては、行政手続法（平成5年法律第88号）、厚生労働省聴聞手続規則（平成12年厚生省・労働省令第2号）、平成6年9月30日付け基発第6

11号・婦発第272号「行政手続法の施行に伴う聴聞及び弁明の機会の付与の手続について」等に留意すること。

(2) 行政処分は、その理由として根拠条項、処分事由等を明示した書面（以下「処分通知書」という。）により行うこととし、処分通知書には次に掲げる教示を付すこと。

ア 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条の規定による教示

（例）「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。」

イ 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定による教示

（例）「この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（処分があった日から1年を経過した場合を除きます。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。」

3 行政指導を行うに当たっての留意事項

(1) 行政指導は、軽微なものを除き、原則として書面により行うこと。この場合において、当該書面の名宛人は作業環境測定機関の代表者とする。

また、当該書面に次に掲げる事項を付すこと。

ア

イ

(2) 行政指導を行うに当たっては、
こと。

4 行政処分を行った後の措置

(1)

(2)

5 その他

(1)



(2)



(3) 行政処分を行った場合は、当該処分通知書の写しを本省あて速やかに送付すること。

(参考 例)

発番号

年月日

殿

労働局長

処分通知書

〇〇労働局長の登録を受けた作業環境測定機関である、(被処分機関名) に対して、下記のとおり処分するので、通知します。

記

- 1 処分の根拠となる法令の条項
- 2 処分の原因となる事実
- 3 処分の内容

備考

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求することができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求することができません。
- 2 この処分に対する取消訴訟については、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(処分があった日から1年を経過した場合を除きます。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません(裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。))。

作業環境測定機関

根拠条文 (作業環境測定法)	処分事由	行うべき 処分等
第34条 第2項		
第35条の3 第1項		
第2項 第1号		
第2項 第2号		
第2項 第3号		
第2項 第4号		
各条のいずれか		

(注) 「処分事由」は、法令の規定を便宜的に要約したものである。実際に処分するに当たっては、必ず根拠となる条項を確認すること。

根拠条文	準用	読み替え後
<p>第34条第2項</p> <p>第八条から第十条まで、第十二条第二項、第十三条及び第十九条の規定は、作業環境測定機関に関して準用する。この場合において、第八条中「作業環境測定士名簿」とあるのは「作業環境測定機関名簿」と、同条第一項中「厚生労働省」とあるのは「厚生労働省又は都道府県労働局」と、第九条第一項及び第三項並びに第十条中「第七条」とあるのは「第三十三条第一項」と、第九条第一項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、同条第一項、第三項及び第四項、第十条、第十二条第二項並びに第十三条中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県労働局長」と、第九条第二項中「第七条第二号から第四号までに掲げる事項を証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第十六条の合格証及び講習修了証(第五条に規定する厚生労働省令で定める者に該当する者にあつては、これらに代わるべき書面)を提示」とあるのは「第三十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を証する書面を添付」と、第十条中「作業環境測定士登録証」とあるのは「作業環境測定機関登録証」と、第十二条第二項各号列記以外の部分中「指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止」とあるのは「作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止」と、同項第二号中「第四条第一項、前条又は第四十四条第四項」とあるのは「第四条第二項」と、同項第五号中「作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」とあるのは「作業環境測定業務」と、第十九条中「この節に定めるもののほか、試験の科目、登録の申請その他試験、講習及び登録(作業環境測定士登録証を含む。）」について必要な事項」とあるのは「登録の申請その他登録(作業環境測定機関登録証を含む。）」について必要な事項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第12条第2項</p> <p>2 厚生労働大臣は、作業環境測定士が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて指定作業場についての作業環境測定業務の停止若しくはその名称の使用の停止を命ずることができる。</p> <p>一 登録に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>二 第四条第一項、前条又は第四十四条第四項の規定に違反したとき。</p> <p>三 作業環境測定の実施に関し、虚偽の測定結果を表示したとき。</p> <p>四 第四十八条第一項の条件に違反したとき。</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務(当該作業環境測定士が作業環境測定機関の行う作業環境測定業務に従事する場合における当該業務を含む。）」に関し不正の行為があつたとき。</p>	<p>第12条第2項</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 登録に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>第4条第2項</p> <p>2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて労働安全衛生法第六十五条第一項の規定による作業環境測定を行うときは、同条第二項の作業環境測定基準に従つてこれを行わなければならない。</p> <p>第48条第1項</p> <p>この法律の規定による登録(第五条又は第四十四条第一項の規定による登録を除く。次項において同じ。)、指定又は許可には、条件を付け、及びこれを変更することができる。</p> <p>前各号に掲げるもののほか、作業環境測定業務に関し不正の行為があつたとき。</p>
<p>第35条の3第1項</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関が第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十六条第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。</p>	<p>労働安全衛生法第46条</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこれに基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 第五十三条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者</p> <p>三 法人で、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p>	
<p>第2項第1号</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて作業環境測定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>一 第三十三条第二項の基準に適合しなくなつたと認められるとき。</p>	<p>第33条第2項</p> <p>厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、作業環境測定機関の登録の申請が厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、登録をしてはならない。</p>	
<p>第2号</p> <p>二 前条又は第三十四条第一項において準用する労働安全衛生法第四十七条第一項若しくは第二項若しくは第五十条第四項の規定に違反したとき。</p>	<p>労働安全衛生法第47条</p> <p>登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない。</p> <p>2 登録製造時等検査機関は、製造時等検査を行うときは、検査員にこれを実施させなければならない。</p> <p>労働安全衛生法第50条</p> <p>4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>	<p>作業環境測定機関は、作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、作業環境測定法第三条第二項の規定による作業環境測定を行わなければならない。</p> <p>2 作業環境測定機関は、他人の求めに応じて作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、作業環境測定士にこれを実施させなければならない。</p> <p>作業環境測定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。</p>
<p>第3号</p> <p>三 第三十四条の二第一項の規定による届出をした業務規程によらないで作業環境測定を行ったとき。</p>	<p>第34条の2</p> <p>作業環境測定機関は、作業環境測定業務に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。</p>	
<p>第4号</p> <p>四 第三十四条の二第二項の規定による命令に違反したとき。</p>	<p>第34条の2</p> <p>2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による届出のあつた業務規程が作業環境測定業務の公正な実施上不適当と認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。</p>	